

## 令和2年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

令和2年7月20日現在

改正・新設 ・廃止の別	件名・適用業種の範囲	意向表明 年月日	申出 年月日	申出者 (団体名)	ケース	適用 事業場数	適用 労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251、2252、 229を除く)、L7282	R2.3.9	R2.7.20	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	19	1,987	762	38.3%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282		R2.7.20	電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	公正競争	365	14,694	6,735	45.8%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282		R2.7.20	自動車総連宮城地方 協議会 議長 伊藤 貢		1,638	12,021	4,392	36.5%	

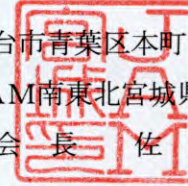
2020年（令和2年）7月20日

宮城労働局  
局長 毛利 正 殿

仙台市青葉区本町2丁目12-7  
電機連合宮城地方協議会  
議長 佐藤 齊



仙台市青葉区本町2丁目12-7  
JAM南東北宮城県連絡会  
会長 佐藤 俊 晴



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

6, 735名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る）を営む使用者に使用されている労働者。

14, 694名

3. 改正を申し出る最低賃金の件名

「宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

